

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

おはようございます。2番立憲民主党、鈴木美香です。では、今日は2つ質問させていただきます。

では、1つ目、危険な水上バイクの対策について。小豆島海上保安署によりますと昨年、水上バイクに関する4件の苦情の通報があり、うち2件は土渕海峡での走行であったということです。私も3度直接、土渕海峡で目撃しましたが、バイクの前に子供を乗せていたり、相当なスピードで10台ほどが連なって走行したり、騒音も激しく、大変危険だと感じました。

観光名所である土渕海峡での水上バイクの危険な走行や騒音はその雰囲気や景観を壊し、イメージダウンにつながるのではないかと思います。

また、小部地区では住民が騒音や海水浴やSUP（サップ）などのマリンスポーツをしている間際の、水上バイクの走行は危険であると訴えており、危険防止のための防護ネットなどを町の補助により設置することになっています。また、水上バイクの団体に威嚇されたこともあると聞きました。そのほか、郡内の港付近での走行も目撃されるなど、水上バイクのグループが年々増えていると感じています。

土庄町内でけが人などが出たあとでは遅いです。

海は、区域によって国、県、町など管轄が異なりますが、町民の安全や騒音被害、また観光地におけるイメージダウンを防ぐためにも何らかの対策が必要と考えますがどうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

鈴木議員ご指摘のとおり、海の管轄は区域によって異なります。

香川県管理である土渕海峡ですが、水上バイクの侵入については規制がないため、できないというのが現実でございます。

そのような中で、危険行為がもし行われた場合には、香川県迷惑行為等防止条例に基づき、香川県、香川県警、もしくは小豆島海上保安署が対処することとなります。

小豆島海上保安署からも苦情の連絡や通報に応じて、パトロールを強化するなどの対応はできるとの回答をいただいておりますので、今後は、香川県、香川県警、それから海上保安署、また海水浴場につきましては地元も含めまして、関係各所と連携しながら、危険行為に対する注意喚起に努めてまいりたいとい

うふうに考えております。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

先ほど、関係各所と協力してやっていくとおっしゃってたんですけど、具体的に例えば、小部の自治会ですとか、鹿島の自治会ですとか、海水浴場があるところにお話されているとかっていう現実はあるんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員の質問にお答えいたします。

先ほどらい、でてます小部の海水浴場につきましては、いわゆる海水浴場のほうに遊泳区域というのを設けておりまして、そこは人が泳ぐところですので、そこには入らないようにというところを踏まえて、今回、ネットなどを設置するものでございまして、そのあたり自治会もしくは地元、海水浴場組合のほうとは協議しております。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

鹿島は何もしてないんですか。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鹿島のほうも協議してございます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

しつこいようですが、香川県では10年ほど前に親子さんが大変な事故を起こしまして、子どもさんが重体になってるんですね。水上バイクというのは、時速100km近くスピードが出まして、けっこうグループで来られてますので、ちょっと無免許の方も多々おられるという、これは私が確認したわけではございませんけど、それで事故につながりやすく、水の事故というのは軽微の事故ではなくて、死亡事故につながるものが、滋賀のほうでも禁止されていることが多いので、ぜひ私は、何回も申し上げますけども、事故が起こると遅いので、その前にローカルルールだとか決定して、重々していただきたいと思います。

では、2つ目の質問にまいります。生命（いのち）の安全教育について町の取

り組みを聞きます。

「生命（いのち）の安全教育」とは、幼稚園から高校生までのすべての子どもたちに対し、性犯罪の被害者にも、加害者にもしないようにするための文部科学省が推進している取り組みであります。

香川県でも過去に学校で子どもに対するわいせつ事件が起こっており他人事ではありません。特に学校など閉ざされた空間では犯罪が起こりやすく、幼く弱い児童、生徒という立場では声をあげることがかなり難しいと思われま

す。性犯罪は魂の殺人といわれ深刻な事件ですが、対策は何十年も変わっていません。多くの方は、自分事として捉えられないというのも、影響しているのではないかと思います。

子どもの心や人権を守るために早急に取り組むが必要と考えますが、町はどのような取り組みをしていますか。

また、相談した場合にたらい回しにならないようワンストップで支援できる仕組みや専門家を配置し、保護者や子どもが相談できるような体制づくりが必要だと思っておりますが併せてお伺いします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

生命（いのち）の安全教育については、国が性犯罪・性暴力対策の強化の方針として、昨年 6 月に関係府省会議で決定して、この方針を踏まえ、国では子どもたちが性暴力の加害者、被害者、また傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実、また学校等で相談を受ける体制の強化など、取り組みを進めているところです。

土庄町においても、各学校においては、児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえて、学級活動や保健体育の授業等を通じて国の手引きに準じて、生命（いのち）の安全教育を行うこととしています。例えば、こども園・小学校では、水着で隠れている部分は自分だけの大切なところ、相手の大切なところを見たり、触ったりしてはいけないとか、中学・高校では、自分と相手を守る心や体の「距離感」であるとか「性暴力とは何か」など、年齢に応じた学習に配慮しています。

また、鈴木議員ご指摘の各学校での性犯罪・性暴力についての相談体制についてですが、現段階では教育相談の一環として行っておりまして、クラス担任や養護教諭が中心となって行うこととしております。

今後も、引き続き生命（いのち）の安全教育を進めるとともに、子どもたち一人ひとりが性暴力の加害者、被害者、また傍観者にならないよう教職員も含

めて学習・指導を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

先ほど、相談のところですけども、教育相談というレベルの話ではなく、そういうことになりますと、やはりたらい回しになるような事実があるんですけども、専門家ではないとこの問題というのは深刻なのでなかなか寄り添うことは難しいんですけども、そういう方向性というのは今のところまだ考えてられないのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

一応、先ほど相談体制については担任または養護教諭と申しましたが、一応スクールカウンセラーとかもそこに含まれてきます。それから、スクールカウンセラーとかを通じまして次につなげていけるところ、警察であるとか、その他の機関には、個別のケースに応じて、相談の協議を行う場は作りつつ、対応していくと。そういうことになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

最近、この問題と言いますが、浮上してきたんですけども、従来からあったのが、なかなか声が上げられなくて深刻になってたらい回しになってきたという今までの過程がありますので、すぐになかなかそういう仕組みができると思っていないですけども、かなり深刻な問題だと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。